

「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る
誹謗中傷等対策に関する条例（仮称）」骨子案
関係

人 権 局

「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る 誹謗中傷等対策に関する条例（仮称）」骨子案

必要性

■新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の現状

新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていないおそれがあることを理由に、県民（感染者、濃厚接触者、医療従事者等）や事業者、団体等に対しての誹謗中傷等が発生しています。

骨子案

目的

- ◆新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等をなくすために必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われない社会を実現することを目的としています。

定義

- ◆新型コロナウイルス感染症等を定義しています。

誹謗中傷等の禁止

- ◆インターネットへの投稿や発言、落書きなどあらゆる方法により、
 - ・新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていないおそれがあることを理由に、
 誹謗中傷等を行ってはけません。

県の責務

- ◆国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携により、誹謗中傷等の実態を把握するとともに、誹謗中傷等をなくすための施策を実施します。
- ◆市町村、県民、事業者、関係機関等の取組を支援します。

県民・事業者の責務

- ◆県及び市町村が実施する施策への協力を求めます。
- ◆事業者に対しては、従業員が誹謗中傷等を行わないような働きかけなどを求めます。

特定電気通信役務提供者の責務

- ◆県及び市町村が実施する施策への協力を求めます。
- ◆誹謗中傷等の情報を確認した場合には、削除など必要な取組を行うことを求めます。

誹謗中傷等への取組

- ◆市町村との適切な役割分担を踏まえ、インターネットを利用して誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないよう促すとともに、誹謗中傷等の情報を削除するよう促します。これに従わない場合には、勧告を行います。
- ◆市町村との適切な役割分担を踏まえ、発言や落書きなどにより誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないよう促します。これに従わない場合には、勧告を行います。
- ◆市町村に対しては、以下の2点を依頼します。
 - ・インターネットを利用して誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないよう促すとともに、誹謗中傷等の情報を削除するよう促すこと
 - ・発言や落書きなどにより誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないよう促すこと

教育及び啓発

- ◆誹謗中傷等をなくすための教育や啓発を実施します。

相談体制の充実

- ◆誹謗中傷等に関する相談に対応するとともに、相談体制の充実に努めます。

令和2年10月13日

記者発表

<参考>

～STOP! コロナ差別～

新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷対策に取り組みます!!

新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷、差別やいじめが発生しており、
令和2年10月13日(火)から下記のとおり取り組みます。

1 コロナ差別相談ダイヤルの設置

新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等についての対応を行うため、人権政策課内に相談窓口（相談ダイヤル）を設置します。

相談窓口では、誹謗中傷等にどのように対応すべきかの助言などを行います。例えば、インターネット上の誹謗中傷等の書き込みについては、プロバイダ等への削除依頼の方法を助言するとともに、(公財)和歌山県人権啓発センターが実施している無料の法律相談等を紹介します。

コロナ差別相談ダイヤル：073-441-2563

FAX：073-433-4540

(受付時間) 平日 9:00～17:45

2 インターネット上のモニタリング(調査)の実施

インターネット上の新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の書き込みのモニタリングを実施します。

誹謗中傷等の書き込みを発見した場合、県からプロバイダ等に対して削除依頼を行います。

なお、県から削除依頼を行った案件については、書き込まれた方が訴訟を起こす際の資料として活用できるよう、書き込まれた文章や画像の保存を行います。

担当者	人権政策課 佐伯・山本
連絡先	073-441-2561

●新型コロナウイルス感染症に関する相談について

【相談件数】※実件数
40件（R2.10月末時点）

【相談概要】

※重複計上あり

相談内容			相談者					合計
			A	B	C	D	E	
			感染者・濃厚接触者とその家族	医療・介護従事者等とその家族	Bを除くエッセンシャルワーカーとその家族	風評被害を受けた学校・企業等の関係者	その他（県外ナンバー所有者など）	
差別的行為等に関する長	個人や団体への誹謗中傷	インターネット上での書き込み	1	0	0	1	1	3
		（インターネット上の書き込み以外の）発言、落書き、手紙など	4	0	0	1	0	5
	商品・サービス等の提供拒否		1	0	0	0	3	4
（不特定多数からの）デマや偏見に関するもの			3	0	0	3	3	9
その他（要望など）			2	0	0	0	18	20
合計			11	0	0	5	25	41

【主な相談内容】

- ・県のSNSのコメント欄に、公表されていない感染者の情報が掲載されているため、削除してほしい。
- ・相談者自身が経営する店舗において、コロナウイルスに感染した人が働いているといった風評被害が流されているため、県民に対して啓発を行ってほしい。
- ・感染していないにも関わらず、感染しているかのようなデマが流され、本人はもとより、その家族も精神的苦痛を感じている。
- ・感染者と同じ研修会に参加していたことから、コロナに感染したと噂をされ、相談者の母親のお店にお客が来なくなるとともに、近隣住民からも名指しで様々なことを言われて嫌な思いをした。

●新型コロナウイルス感染症に関するモニタリングについて

【モニタリング】

- ・インターネット上の新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の書き込みを調査
- ・誹謗中傷等と特定した書き込みについては、県からプロバイダ等に削除依頼を実施

【モニタリング結果】

R2.10.13~11.13

	掲示板	SNS	合計
確認レス数	10,759	5,165	15,924
うち、誹謗中傷等の件数	1	0	1

「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策
に関する条例（仮称）」骨子案に対する意見結果と
それに対する県の考え方

【募集期間】令和2年10月17日（土）から令和2年11月16日（月）12時00分まで

【募集結果】4名10件

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
1	全般	勧告以外の啓発・研修・相談活動については「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」に基づき可能な施策であり、勧告といった規制は不要であると考えており、本条例を制定する必要はないと考える。	新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないように諭し、この者自身が自発的に誹謗中傷等を止めるように促しますが、このことに従わない場合には、誹謗中傷等を止めるよう強く求めていく必要があると考えています。
2	全般	誹謗中傷を受けた方にとっては、誹謗中傷を削除することもさることながら、誹謗中傷の被害からの回復をするための支援を必要としていると思うが、骨子案には誹謗中傷を受けた人への支援が触れられていない。	新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないように諭し、誹謗中傷等を止めるように促すことや、誹謗中傷等を受けた方への相談に応じることが、誹謗中傷等を受けた人に対する支援と考えています。
3	全般	個別案件ごとに条例を制定することにより、それぞれの条例間の齟齬や矛盾等が発生するおそれがあると考えます。	条例の検討にあたっては、立法事実を踏まえ、必要な取組を考えるため、御意見のようなことはありません。
4	全般	差別のない社会の実現を目指すためには、罰則規定を設けた条例を検討すべきである。	誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないように諭し、誹謗中傷等を止めるように促すことにより、誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指しています。
5	誹謗中傷等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 骨子案では、どのようなものが誹謗中傷にあたるのかが示されていない。 「一般的に」や「常識的に」といった曖昧な定義では、条例の恣意的な運用につながりかねず、表現の自由や思想信条の自由を妨げかねないのではないかと危惧する。 	誹謗中傷とは、公職選挙法等の法令で規定する誹謗中傷であり、御意見のようなことはありません。
6	誹謗中傷等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に感染された人に対する誹謗中傷が対象となっているが、インターネット上には、感染を抑制する行動をとるよう呼びかける人に対する誹謗中傷も存在する。 このような誹謗中傷をする人達を行政が支持しているかのような印象を与えてしまうのではないかと危惧する。 	本条例案は、誹謗中傷等を禁止することにより、誹謗中傷等が行われない社会を実現することを目的としており、御意見のようなことはありません。

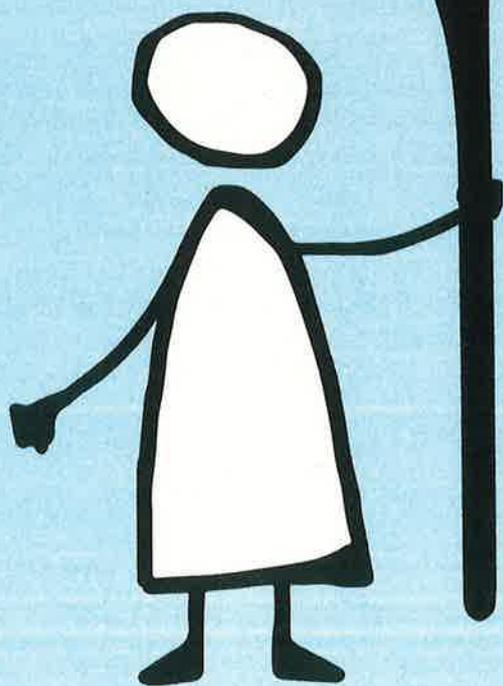
番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
7	誹謗中傷等への取組	<p>勧告は、上から押さえつけることにより、誹謗中傷をなくそうとする姿勢であり、県民が一致団結してコロナに立ち向かうという方向と反するよう感じる。</p>	<p>県、県民及び事業者等が相互に連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすことを考えています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者への対応については、1番を御参照ください。</p>
8	誹謗中傷等への取組	<p>目の前で暴言を吐かれたなど相手ははっきりしている場合はともかく、インターネットへの書き込みの場合、相手を特定するのは簡単ではないと思うのだが、県は、誹謗中傷した相手をどのようにして特定することを考えているのか。</p>	<p>誹謗中傷等を書き込まれた本人が、誹謗中傷等を行った者を特定するため、無料の法律相談を紹介するなどの支援を行います。そのうえで、誹謗中傷等を行った者を特定した情報の提供を受け、特定することを考えています。</p>
9	誹謗中傷等への取組	<p>誹謗中傷等を行った者に対して、勧告だけではなく、内容の公表や刑事罰の規定を設けるべきである。</p>	<p>4番を参照願います。</p>
10	その他（県民意見募集の続き）	<p>パブコメの意見募集に「意見は簡潔に」と記載されており、県は、意見に対して真摯に耳を傾けようという意味がないのではないか。</p>	<p>県民が提出した意見の内容と異なる意味で捉えてはいけなことから、「意見は簡潔かつ明瞭に」と記載したものであり、御意見のようなことはありません。</p>

■他府県の新型コロナウイルス感染症に関する条例の制定状況について

	都道府県名	条例名称	施行及び改正年月日	主な内容
1	茨城県	茨城県新型コロナウイルス感染症の発生予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例	R2.10.2 ※公布後3年で失効	<ul style="list-style-type: none"> 目的：新型コロナウイルス感染症の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図ること 県、県民及び事業者の責務を規定 特定事業者の特定システムへの登録等を規定 新型コロナウイルス感染症の検査体制の整備等を規定 不当な差別的取扱いの禁止等を規定 <ul style="list-style-type: none"> →新型コロナウイルス感染症にり患又はその恐れがあることを理由とした不当な差別的取扱いの禁止 →県：啓発等の実施 事業者：従業員に対する教育等の実施 県民：県及び事業者が実施する対策への協力
2	東京都	東京都新型コロナウイルス感染症対策条例	R2.4.7 R2.8.1改正 R2.10.15改正	<ul style="list-style-type: none"> 目的：新型コロナウイルス感染症対策により、都民の健康や生活の安全等を講じること 都の責務を規定 都民及び事業者の責務を規定 <ul style="list-style-type: none"> →新型コロナウイルスの感染者等に対するり患又はその恐れがあることを理由とした不当な差別的取扱いの禁止 新型コロナウイルス感染症の検査体制の整備等を規定 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための指針の遵守等を規定 審議会の設置等を規定
3	長野県	長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例	R2.7.9	<ul style="list-style-type: none"> 目的：新型コロナウイルス感染症対策により、県民の健康や生活の安全等を講じること 新型コロナウイルス感染症に関する対策本部の設置を規定 新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止、医療提供体制の強化等に係る基本的方針等を規定 相談体制の充実、経済的な支援等の措置等を規定 患者や医療関係者等への配慮を規定 <ul style="list-style-type: none"> →新型コロナウイルス感染症にり患又はその恐れがあることを理由とした不当な差別的な取扱い又は誹謗中傷の禁止
4	岐阜県	岐阜県感染症対策基本条例	R2.7.9	<ul style="list-style-type: none"> 目的：新型コロナウイルス感染症対策により、県民の健康や生活の安全等を講じること 感染症対策に関する基本理念を規定 県の責務を規定 医療機関、事業者及び県民の役割を規定 新型コロナウイルス感染症に関する対策本部等の設置を規定 県の感染症対策の取組（新型コロナウイルス感染症に関する啓発や検査体制の整備等）を規定 不当な差別的取扱いの禁止等を規定 <ul style="list-style-type: none"> →新型コロナウイルス感染症にり患又はその恐れがあることを理由とした不当な差別的取扱い又は誹謗中傷の禁止

	都道府県名	条例名称	施行及び改正年月日	主な内容
5	愛知県	愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例	R2.10.14	<ul style="list-style-type: none"> 目的：新型コロナウイルス感染症対策により、県民の健康や生活の安全等を講じること 県、県民及び事業者の責務を規定 県の感染症対策の取組（新型コロナウイルス感染症に関する相談や検査体制の整備、啓発等）を規定 新型コロナウイルス感染症に関する対策本部の設置等を規定 高齢者等新型コロナウイルスがまん延した場合に、援護や重症化の危険が高い者に対する適切な配慮を規定 患者や医療関係者等への配慮を規定 <ul style="list-style-type: none"> →新型コロナウイルス感染症にり患又はその恐れがあることを理由に人権が損なわれないことを留意
6	鳥取県	鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例	R2.9.1 (第10条のみ R2.8.27施行) ※特措法附則第1条の2第1項の政令で定める日限りで失効	<ul style="list-style-type: none"> 目的：新型コロナウイルス感染症対策により、県民の健康や生活の安全等を講じること 県、市町村、県民及び事業者の責務を規定 クラスターが発生した場合における措置等を規定 県民等一丸による新型コロナウイルス感染症への対応を規定 <ul style="list-style-type: none"> →県、県民及び事業者等が相互に連携し、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止 →新型コロナウイルス感染症に感染又はその恐れがあること、感染防止策を適切に講じていない恐れ等を理由としたインターネット等による誹謗中傷、拒絶、不当な差別的言動又は不当な差別的取扱いの禁止 →新型コロナウイルス感染症に感染又はその恐れがあること等を理由に患者及びその家族のプライバシーの侵害を禁止
7	徳島県	徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例	R2.10.16	<ul style="list-style-type: none"> 目的：社会経済活動の引上げとの両立を図りながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止すること 県の責務を規定 県民及び事業者の役割を規定 クラスターが発生した場合における対応方法を規定 不当な差別的取扱い等の禁止 <ul style="list-style-type: none"> →新型コロナウイルス感染症に感染又はその恐れがあること、感染防止策を適切に講じていない恐れ等を理由とした不当な差別的取扱い、誹謗中傷や権利利益の侵害の禁止 →啓発等の実施
8	沖縄県	沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例	R2.7.31	<ul style="list-style-type: none"> 目的：新型コロナウイルス感染症対策により、県民の健康や生活の安全等を講じること 新型コロナウイルス感染症に関する対策本部の設置を規定 県の責務を規定 県民及び事業者の責務を規定 <ul style="list-style-type: none"> →新型コロナウイルス感染症にり患又はその恐れがあることを理由とした不当な差別的取扱い又は誹謗中傷の禁止

ひとりりで悩まず 相談して



新型コロナウイルス感染症に係る
誹謗中傷、差別やいじめは許されません。
社会的距離は保つても、
心は寄り添いましょう。

相談窓口

コロナ差別
相談ダイヤル

TEL **073-441-2563**
FAX **073-433-4540**

和歌山県



#正しい理解を
#差別はやめよう



知事メッセージ動画が
ご覧いただけます。



和歌山県人権尊重の社会づくり協定

人権チェックリスト

令和2年
10月号

STOP! コロナ差別 ～一人一人が思いやりを持った行動を～

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染した方やそのご家族、医療・対策に携わった関係者等に対する不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷等の人権侵害や、SNS等において感染者を特定する情報の拡散等が発生しています。

このような行為は許されないものであり、症状のある人の医療機関への受診をためらわせてしまう原因にもつながり、感染拡大防止の妨げにもなりかねません。

☑チェック

- ・新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別や誹謗中傷等は許されません。
- ・新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があることを理解し、誤った情報や不確かな情報に惑わされず、国や県等が発信する正確な情報に基づき冷静に判断し、一人一人がお互いを思いやる気持ちを持って行動しましょう。

県では、『コロナ差別相談ダイヤル』を設置しており、誹謗中傷等にどのように対応すべきかの助言などを行っています。一人で悩まずにご相談ください。

コロナ差別相談ダイヤル (県人権政策課内)

TEL 073-441-2563 FAX 073-433-4540

受付時間 月～金 9:00～17:45 (土日祝除く)

☆第4回人権ゼミナール

「STOP! コロナ差別「世間」を知らずして日本を語るな!
～コロナ禍をめぐる～」

【講師】 佐藤 直樹さん 九州工業大学名誉教授

【日時】 令和2年12月13日(日)

10:00～12:00

【場所】 ホテルグランヴィア和歌山6階 メゾングラン

【お問い合わせ・申し込み】(公財)和歌山県人権啓発センター

TEL 073-435-5420

FAX 073-435-5421



内容についての問い合わせは県人権施策推進課まで ☎073-441-2566

